

# ガソリン携行缶の取扱いに注意！！

去る8月15日、京都府福知山市の花火大会において、露店爆発により、多数の死傷者が発生する火災がありました。

ガソリンを携行缶で取扱う場合は十分注意して下さい。

## 記

- 1 ガソリンの携行は適法の金属製携行缶を使用すること。（ポリ容器等は禁止されています。）
- 2 発電機等のガソリン等の給油について
  - （1） 使用する際は安全な場所で携行缶の内圧を徐々に下げガソリンの飛散防止に努めること。
  - （2） 発電機等のエンジンは停止すると共に、周辺の火気厳禁を徹底すること。
  - （3） 携行缶は密栓し高温とならないよう十分配慮すること。

